

(令和6年度第1回)

衛生推進者養成講習

中小企業や支店営業所などの出先の衛生管理担当者
【労働安全衛生法第12条の2】

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（本社・支店・営業所等の出先）では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

日時	令和6年6月21日（金）10：00～16：40（受付開始 9：45）
会場	三田労働基準協会1階研修センター（裏面案内図参照）
研修科目	法令に定められた全科目
講師	労働衛生コンサルタント
修了証	全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。 修了証受領のための認印をご持参下さい。 修了証は（一社）大田労働基準協会〔東京労働局長登録第5号〕から発行されます。
定員	30名（先着順で、定員に達し次第締め切ります。）
受講料	消費税免税事業者 会 員 7,700円 非会員 8,800円（テキスト代〈中災防発行〉1,100円含む） 6月14日（金）までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 ※お申込み後の取り消しは6月14日（金）までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。 お申込みFAXをいただきましたら、受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、当日受付にて受講番号をお申し出ください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:3416-3721
その他	この講習は城南労働基準協会協議会（渋谷、三田、大田、品川労働基準協会）の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。上記4協会の会員は会員価格です。

【注1】「安全衛生推進者」「衛生推進者」の業種区分
事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人

	業 種
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、
衛生推進者	上記以外の全ての業種

【注2】「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者 ②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者 ③5年以上の衛生の実務経験者 ④衛生推進者養成講習の修了者の中から選任します。

